

遠賀川水系河川愛護モニター募集

国土交通省では

流域住民の皆様のご協力の下
河川の整備、利用、環境に関する御要望を把握し
地域との連携を更に進め
河川愛護思想の普及と河川の適正な維持管理のため

河川愛護モニター制度を設置し

地域特性を活かした河川整備に向けて、活動を行っています。

平成19年度におきましても、遠賀川水系流域にお住まいの方々から公募により河川愛護モニターを募集します。奮ってご応募ください。

募集人数 : 遠賀川水系流域 8人

任期 : 平成19年7月1日から1年間

応募締切 : 平成19年5月11日(金)

応募資格 : 遠賀川水系の遠賀川、黒川、笹尾川、犬鳴川、八木山川、穂波川、彦山川のおおむね5km以内に居住し、心身とも健康で河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある満20歳以上の方。

活動内容 : 河川について気づいたこと、住民の方々の意見や感想などのレポートの提出。河川愛護活動行事への参加など愛護思想の普及。

報酬額 : 月額4,580円ですが所得税(平成19年は3%)を源泉徴収させていただきます。

*詳細については、下記までお問い合わせください。

または、別紙「平成19年度遠賀川水系河川愛護モニター募集要綱」、当事務所ホームページをご覧ください

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課 専門職
TEL 0949- 22-1830(代)
ホームページ <http://www.qsr.mlit.go.jp/onga/>

平成19年度 遠賀川水系河川愛護モニター募集要綱

国土交通省では流域住民の方々のご協力のもとで・・・
河川の整備、利用、環境に関する地域の要望を十分に把握し、
地域との連携を更に進め、
あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理を図る上で、
河川愛護モニター制度を実施しております。
九州地方整備局遠賀川河川事務所におきましても、平成19年度河川愛護モニターを、
以下の要綱で公募いたします。

1 活動内容

- (1) 日常生活の中で知り得た河川に関する情報を河川管理者にお伝えいただくこと

次の事項の随時連絡をしてください。連絡方法は、電話、ファックス、書簡等。

- ① 近隣の方等から、河川管理、河川利用等に関する特段の要望等があった場合。
- ② 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となる事象を認めた場合。
- ③ ゴミなどの投棄、河川の流水や施設などについての異常を発見した場合。
- ④ 地域での河川に関する諸行事（清掃活動や祭事など）に参加した場合。
- ⑤ その他特に河川管理者に伝えることが必要と認められる場合。
- ⑥ 河川を見て折々に思うこと、またはひらめいたことなどがあった場合。

- (2) 4半期に1回のレポートの提出（300字～400字程度）

次の事項についてレポートの提出をしてください。

- ・ 日頃のモニター活動内容、モニター活動で気を付けていること、河川への疑問・意見、河川に関する情報・地域の意見、参加した河川愛護活動の感想等

- (3) 河川愛護思想の普及啓発活動へご協力いただくこと

河川愛護思想の普及啓発活動への協力とは、
河川管理者が実施する河川愛護行事等で職員と共に活動していただき、
ひいては地域全体の河川愛護思想普及啓発に貢献していただくことです。

定期的に河川を巡視したり、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者に対して直接、
注意または是正指示をする等の、特別な責務や権限を行使することはありません。

2 活動範囲（①～⑧のうちの一区間）

- | | | | |
|-------|-----|---------------|------------------|
| ① 遠賀川 | 左右岸 | 8k900～15k300 | （中間大橋～中島橋） |
| ② 笹尾川 | 左右岸 | 0k480～5k040 | （土手の内水門～四郎丸橋） |
| 黒川 | 左右岸 | 2k550～3k550 | （梅崎橋～石園橋） |
| ③ 遠賀川 | 左右岸 | 15k300～19k800 | （中島橋～勤六橋） |
| ④ 遠賀川 | 左右岸 | 32k900～39k500 | （嘉麻川橋～稲築橋） |
| ⑤ 穂波川 | 左右岸 | 0k000～5k900 | （遠賀川合流点～桂川町大字中屋） |
| ⑥ 犬鳴川 | 左右岸 | 0k000～9k300 | （遠賀川合流点～宮田大橋） |
| 八木山川 | 左右岸 | 0k000～0k400 | （犬鳴川合流点～太蔵橋） |
| ⑦ 彦山川 | 左右岸 | 0k000～7k000 | （遠賀川合流点～赤池橋） |
| ⑧ 彦山川 | 左右岸 | 7k000～12k800 | （赤池橋～東大橋） |

3 応募資格

心身とも健康で遠賀川水系の河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、
上記1.の「活動内容」を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記2.
の「活動範囲」の近隣（おおむね5km以内）に居住する方。

4 委嘱方法と任期

国土交通省九州地方整備局長より委嘱します。任期は平成19年7月1日より1年間です。

5 募集人数

上記2.「活動範囲」の①～⑧の8箇所に各1名を予定しています。

6 報酬

月額4,580円ですが所得税(平成19年は3%)を源泉徴収させていただきます。

7 選考方法

- ①河川愛護団体、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先とし、年齢、地域構成、経験の有無等を総合的に勘案して選考させていただきます。同一の団体より2名以上応募があった場合、同一団体からは2名以上選考しません。選考は遠賀川河川事務所により実施いたします。
- ②適任者の応募のない箇所については、九州地方整備局長が選任します。
- ③選考結果は郵便にて応募者に通知いたします。

8 応募方法等

官製ハガキまたはファックスに下記事項を記入のうえ、平成19年5月11日(金)迄に応募先に送付ください。選考結果は5月末迄に応募者宛に発送します。

平成19年度遠賀川水系河川愛護モニターの委嘱状交付及び説明会は、河川愛護月間である、7月2日(月曜日)に遠賀川河川事務所にて開催を予定しています。詳細は選考結果を通知した後に、選任された方にご連絡いたします。

応募にかかる個人情報については、選考等に利用する以外利用いたしません。ただし、モニターに選任された方については、一般の方にモニターの方々を知っていただくため、広報誌等にて応募内容、写真(後日撮影)等について掲載されますので、ご了承のうえ、応募ください。なお、応募用紙は返送いたしません。規定の保存期間の間、保管のうえ、国にて処分いたします。

- (記入事項)
- ①氏名(ふりがな)
 - ②生年月日 ③性別 ④郵便番号 ⑤住所 ⑥電話番号
 - ⑦職業【農業、漁業、林業、自営業()、会社員()、公務員()、学生()、その他() など】
 - ⑧所属する団体等があればその組織名と役職【〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事 など】
 - ⑨これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
 - ⑩モニター希望の区域(2.の①～⑧の中から選んでください。)
 - ⑪過去の河川愛護モニターの経験の有無
 - ⑫モニターになるに当たっての抱負(100字程度)

9 応募先、問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課 専門職
〒822-0013 直方市溝堀一丁目1-1 TEL 0949-22-1830(代)
FAX 0949-23-3487(直)

お詫びと訂正等について

平成19年度河川愛護モニターの応募について

河川愛護モニターの募集要綱について、一部市町村の広報誌での応募締切日が

5月14日（月）となっています。

当事務所の確認作業ミスです。

正式な締切日は 5月11日（金）ですが
5月14日（月）に到着した分についても
選考の対象といたします。